

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○京都府会計規則第104条の規定により取扱銀行の店舗名、位置及び引受庁所を定めた告示の一部改正 (会計課)	717
○随意契約の相手方の決定 (税務課)	〃
○保安林の指定解除予定の通知 (山城広域振興局)	718
○基本測量の終了 (用地課)	〃
○公共測量の実施 (〃)	〃
○道路の区域変更 (丹後土木事務所)	〃

公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 (中丹広域振興局)	〃
○都市計画道路事業の施行 (道路建設課)	719
○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所)	〃

○一般競争入札の実施 (流域下水道事務所)	719
-----------------------	-----

選挙管理委員会	
○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	723
○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	〃
○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の数	〃
○公営施設使用の個人演説会等施設として指定した旨の報告があつた施設の告示の一部改正	724

正 誤	
○令和5年7月21日付け京都府公報第429号中	〃

告 示

京都府告示第509号

京都府会計規則第104条の規定により取扱銀行の店舗名、位置及び引受庁所を定めた告示(昭和60年京都府告示第227号)の一部を次のように改正し、令和5年10月23日から施行する。

令和5年10月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

表同千代川支店の項中「京都府立南丹高等学校」の右に「京都府立丹波支援学校」を加え、同表同八木支店の項を削り、同表同園部支店の項中「京都府南丹広域振興局」を「京都府南丹家畜保健衛生所、京都府南丹広域振興局」に改める。

京都府告示第510号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和5年10月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 委託業務の名称及び数量
京都府税務支援システム令和5年度法人税制改正対応改修業務 一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総務部税務課
京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
- 契約日
令和5年10月10日
- 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社京都支社
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8
- 契約金額
39,793,875円
- 契約の方法
随意契約
- 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

京都府告示第511号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年10月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 解除予定保安林の所在場所
宇治市白川水落山1の12(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
〔次の図〕は、省略し、その図面を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、宇治市役所においてその図面を閲覧することができる。)

京都府告示第512号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の地域の基本測量（令和5年京都府告示第122号）が令和5年7月31日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があった。

令和5年10月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
京都府全域

京都府告示第513号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である舞鶴市長から通知があった。

令和5年10月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
舞鶴市字福来地区
- 2 測量の期間
令和5年10月2日から令和6年2月29日まで
- 3 測量の種類
公共測量（基準点測量）

京都府告示第514号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和5年10月20日から令和5年11月6日まで縦覧に供する。

令和5年10月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 宮津野田川線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
与謝郡与謝野町字石川小字前田4463の1から	前	最小 9.0 ^m	31.1 ^m
		最大 9.4	
与謝郡与謝野町字石川小字前田4463の2地先まで	後	最小 6.1	
		最大 9.0	

- 4 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により綾部市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和5年10月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
あやべゲンゼタウンセンター
綾部市西町三丁目北大坪19番地
- 2 届出者の名称及び住所
ゲンゼ開発株式会社

尼崎市塚口本町四丁目8番1号

- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
令和5年4月17日
- 4 意見の概要
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所
京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
令和5年10月20日から令和5年11月20日まで



都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により事業計画の変更の認可の告示（令和5年近畿地方整備局告示第139号）があった綴喜都市計画道路事業の概要は、次のとおりである。

令和5年10月20日
 施行者 京都府
 代表者 京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画事業の種類及び名称
綴喜都市計画道路事業
3・3・24号 内里高野道線
- 2 施行者の名称
京都府
- 3 事務所の所在地
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府建設交通部道路建設課
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年10月20日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

綴喜郡井手町大字多賀小字東北河原38の1、38の4、39の1、39の3、40の1、40の3、76、77、81の2、82の2
 （関連区域）
 町有地

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
綴喜郡井手町大字多賀小字西南組9・10の1合地
奥田 保



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る委託契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和5年10月20日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務名及び業務番号
宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター運転管理業務委託（流6宮津第13号の1）
 - (2) 業務場所
宮津湾浄化センター 宮津市字獅子10ほか地内
獅子崎中継ポンプ場 宮津市字獅子崎小字大苗代195-4
鶴賀中継ポンプ場 宮津市字鶴賀2158-7
須津中継ポンプ場 宮津市字須津小字大藪濱1967-1
堂谷中継ポンプ場 与謝野郡与謝野町字石川小字桐ヶ鼻41-3
四辻中継ポンプ場 与謝野郡与謝野町字四辻小字青田630-2
その他 幹線流量計 1箇所
幹線管路施設（管渠・人孔） 5幹線
マンホールポンプ 2箇所
 - (3) 業務概要
運営管理業務、運転操作業務、監視業務、機器及び設備の保守点検業務及び修繕業務、水質管理及び水質試験業務、汚泥管理及び汚泥性状試験業務、施設管理及び物品等調達業務等
詳細は、入札説明書及び仕様書のとおり
 - (4) 契約期間
契約日から令和11年4月30日までとする。ただし、契約日から令和6年3月31日までは業務開始準備期間、令和11年4月1日から令和11年4月30日までは業務引継期間とする。
 - (5) この業務委託は、性能発注の考え方に基づく包括的民間委託である。

(6) この入札は、業務上の技術提案を受け付け、価格以外の要素及び価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価競争入札である。

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「確認申請書」という。）の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1
京都府流域下水道事務所総務課
電話番号 (075) 954-1877
ファクシミリ番号 (075) 955-2224

(2) 入札説明書等の交付期間等

ア 交付期間

令和5年10月20日（金）から令和5年11月17日（金）まで

イ 入手方法

原則として、アの期間に、京都府流域下水道事務所ホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接交付を受ける場合は、アの期間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までを除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

ウ 設計図書及び開示資料の貸与

アの期間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までを除く。）に、(1)の場所においてデータを保存したCDの貸与申込みを受け付ける。

なお、設計図書（抜粋）については、京都府流域下水道事務所ホームページからダウンロードすることができる。

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、単体業者（1社で入札に参加しようとする者をいう。以下同じ。）にあつては(1)に掲げる要件を、共同企業体にあつては(2)に掲げる要件をそれぞれ全て満たさなければならない。

(1) 単体業者の要件

ア 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和5年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和5年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されている者であること。

大分類「ビル管理等」—小分類「特殊施設管理」

イ 地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出えんをしている団体（海外の場合は、同種の公的機関をいう。以下同じ。）に係る標準活性汚泥法と同等以上の方法による下水処理能力水量（日

最大水量をいう。）が1日当たり7千5百立方メートル以上の下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場（海外の場合は、同種の施設をいう。以下同じ。）において、水処理施設と濃縮から脱水までの工程を有する汚泥処理施設とを併せた一連の運転管理業務について、平成21年4月1日以降に元請けとして1年以上の契約履行実績（令和6年3月末完了見込みを含む。）を有する者であること。

ウ 緊急時の初期対応として、2時間以内に応急復旧を開始する体制を確保することができる者であること。

エ 総括責任者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある下水道法第22条第2項に規定する資格を有する者を業務場所に専任で配置することができる者であること。

オ 総括責任者の補佐として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある下水道法第22条第2項に規定する資格を有する者（以下「副総括責任者」という。）を業務場所に専任で2名以上配置することができる者であること。

カ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条第1項の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けていること。

キ 確認申請書の提出期間の最終日から開札日まで期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

ク 技術提案書の評価において、失格に該当しないこと。

(2) 共同企業体の要件

ア 共同企業体は、代表者及びその他の構成員の2者により自主的に結成されたものであること。

イ 代表者及びその他の構成員の出資比率は、それぞれ30パーセント以上であること。

ウ 技術提案書の評価において、失格に該当しないこと。

エ 代表者及びその他の構成員のいずれかが(1)のウの要件を満たすこと。

オ その他の構成員は、(1)のア、カ及びキの要件を満たすこと。

カ 代表者及びその他の構成員は、それぞれに副総括責任者を業務場所に専任で1名以上配置することができること。

キ 代表者は、(1)のイ及びエの要件を満たすこと。

ク その他の構成員は、次の履行実績を有する者であること。

地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出えんをしている団体に係る標準活性汚泥法と同等以上の方法による下水道法第2条第6号に規定する終末処理場において、水処理施設又は濃縮から脱水までの工程を有する汚泥処理施設の運転管理業務について、平成21年4月1日以降に元請けとして1年以上の契約履行実績（令和6年3月末

完了見込みを含む。)

5 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書、一般競争入札参加資格確認資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、共同企業体にあつては、代表者が構成員に係る書類をとりまとめて提出すること。

なお、提出した申請書等に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和5年11月13日(月)から令和5年11月17日(金)まで

(2) 提出場所

2の(1)に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までを除く。）に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便等の配達記録が残る方法を利用し、提出期間内に2の(1)の場所に必着させること。

(4) 確認通知

入札参加資格の確認結果については、別途通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 4の(1)のアに掲げる資格を有していない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 提出期間

令和5年10月20日(金)から令和5年10月31日(火)まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

(イ) 資格審査に関する文書の入手先

原則として、京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5428

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

ウ 4の(1)のカに掲げる資格を有していない者で入札に参加しようとするものは、次により登録審査を受けることができる。詳細については、問い合わせること。

(ア) 登録に関する文書の入手先

原則として、国土交通省近畿地方整備局ホームページ (<https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/town/gesui/ichiran.html>) からダウンロードすること。

(イ) 登録関係書類の提出場所及び問合せ先

〒540-8586 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎

国土交通省近畿地方整備局建政部計画管理課 盛土規制係

電話番号 (06) 6942-1141 (代表)

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和6年1月12日(金) 午前10時

イ 場所

長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所2階北会議室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和6年1月11日(木) 午後5時

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

ア 持参又は郵送によるものとし、電送による入札は認めない。

イ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 委託費内訳書

ア 入札時に、委託費内訳書を提出すること。

イ 委託費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている閲覧用設計書の項目に一致させること。

なお、委託費内訳書の表紙には、業務名、業務番号及び商号（名称）のみを記載すること。

ウ 委託費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 入札者は、一旦入札書を提出した後は、開札の後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(6) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(7) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(9) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまでは入札を辞退することができる。この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を2の(1)の場所へ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる者又は4に掲げる資格のない者の行った入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の行った入札

カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札

キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の行った入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札

ケ 入札金額と異なる委託費内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示、又は提出した者の行った入札

コ その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

7 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

ア 技術提案書に記載された評価項目について、入札説明書に定める評価基準及び配点により得点（以下「評価点」という。）を決定する。ただし、技術提案書の内容が不誠実なものは、失格とする場合がある。

イ 総合評価は、入札説明書に定める方法により評価点及び入札金額をもって算定した評価値（以下「評価値」という。）により行うものとする。

(2) その他

総合評価競争入札に係る評価項目、評価基準、配点等の詳細は、入札説明書による。

8 落札者の決定方法

京都府流域下水道事業会計規程（平成31年京都府公営企業管理規程第2号）第113条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行ったもののうち、評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

9 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

10 契約書作成の要否

要する。

11 入札保証金

免除する。

12 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

13 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

14 契約の解除予約及び損害賠償請求

府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

15 その他

(1) 1から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

(4) 令和6年度以降の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。

16 Summary

- (1) Content of service:
Comprehensive maintenance service at Miyazu Bay Regional Wastewater Treatment Plant
- (2) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation:
From 9:00 AM on Monday, November 13, 2023 to 5:00 PM on Friday, November 17, 2023
- (3) The time, date and place for submission of tender and the opening of tender:
10:00 AM on Friday, January 12, 2024
Kyoto Prefectural Regional Sewerage Office
1, Hinokuchi, Shoryuji, Nagaokakyo-City, Kyoto 617-0836, Japan
- (4) Deadline for tender by mail:
5:00 PM on Thursday, January 11, 2024
- (5) Contact point for the notice:
Kyoto Prefectural Regional Sewerage Office
1, Hinokuchi, Shoryuji, Nagaokakyo-City, Kyoto 617-0836, Japan
TEL: (075) 954-1877
FAX: (075) 955-2224

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第71号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和5年10月20日
 京都府選挙管理委員会
 委員長 坪内 正一
 41,664人

京都府選挙管理委員会告示第72号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に

3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和5年10月20日
 京都府選挙管理委員会
 委員長 坪内 正一
 360,395人

京都府選挙管理委員会告示第73号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年10月20日
 京都府選挙管理委員会
 委員長 坪内 正一

北	区	30,193人
上	京 区	21,032人
左	京 区	41,208人
中	京 区	29,472人
東	山 区	9,520人
山	科 区	36,178人
下	京 区	21,625人
南	区	27,308人
右	京 区	53,666人
西	京 区	40,190人
伏	見 区	74,411人
福	知 山 市	20,908人
舞	鶴 市	21,762人
綾	部 市	8,983人
宇	治市及び久世郡	54,972人
宮	津市及び与謝郡	11,164人
亀	岡 市	24,303人
城	陽 市	21,126人
向	日 市	15,645人
長	岡京市及び乙訓郡	27,144人
八	幡 市	19,263人
京	田辺市及び綴喜郡	23,655人
京	丹 後 市	14,700人
南	丹市及び船井郡	12,423人
木	津川市及び相楽郡	33,543人

京都府選挙管理委員会告示第74号

公営施設使用の個人演説会等施設として指定した旨の報告があつた施設の告示（昭和43年京都府選挙管理委員会告示第32号）の一部を次のように改正する。

令和5年10月20日

京都府選挙管理委員会
委員長 坪 内 正 一

表八幡市の項中

八幡市立やわた流れ橋交流プラザ(すみれ)	同上津屋里垣内56番地の1	平18. 10. 20
----------------------	---------------	-------------

を

八幡市立やわた流れ橋交流プラザ	同上津屋里垣内56番地の1	平18. 10. 20
八幡市立川口コミュニティセンター	同川口萩原24番地の1	令 5. 9. 26
八幡市立美濃山コミュニティセンター	同欽明台西70番地	〃 5. 9. 26
八幡市立生涯学習センター	同男山竹園2番地3	〃 5. 9. 26

に改める。

正 誤

令和5年7月21日付け京都府公報第429号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
507	下から14	支払い	支払